

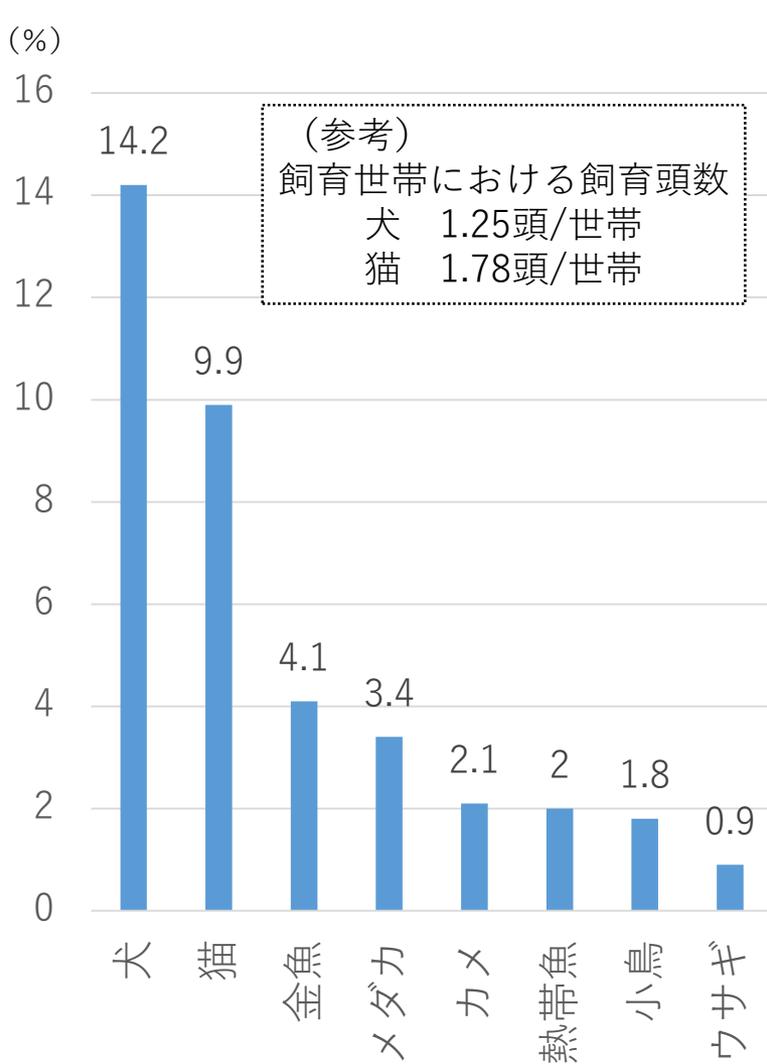
動物愛護管理をめぐる主な課題 (資料集)

平成29年8月29日

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室

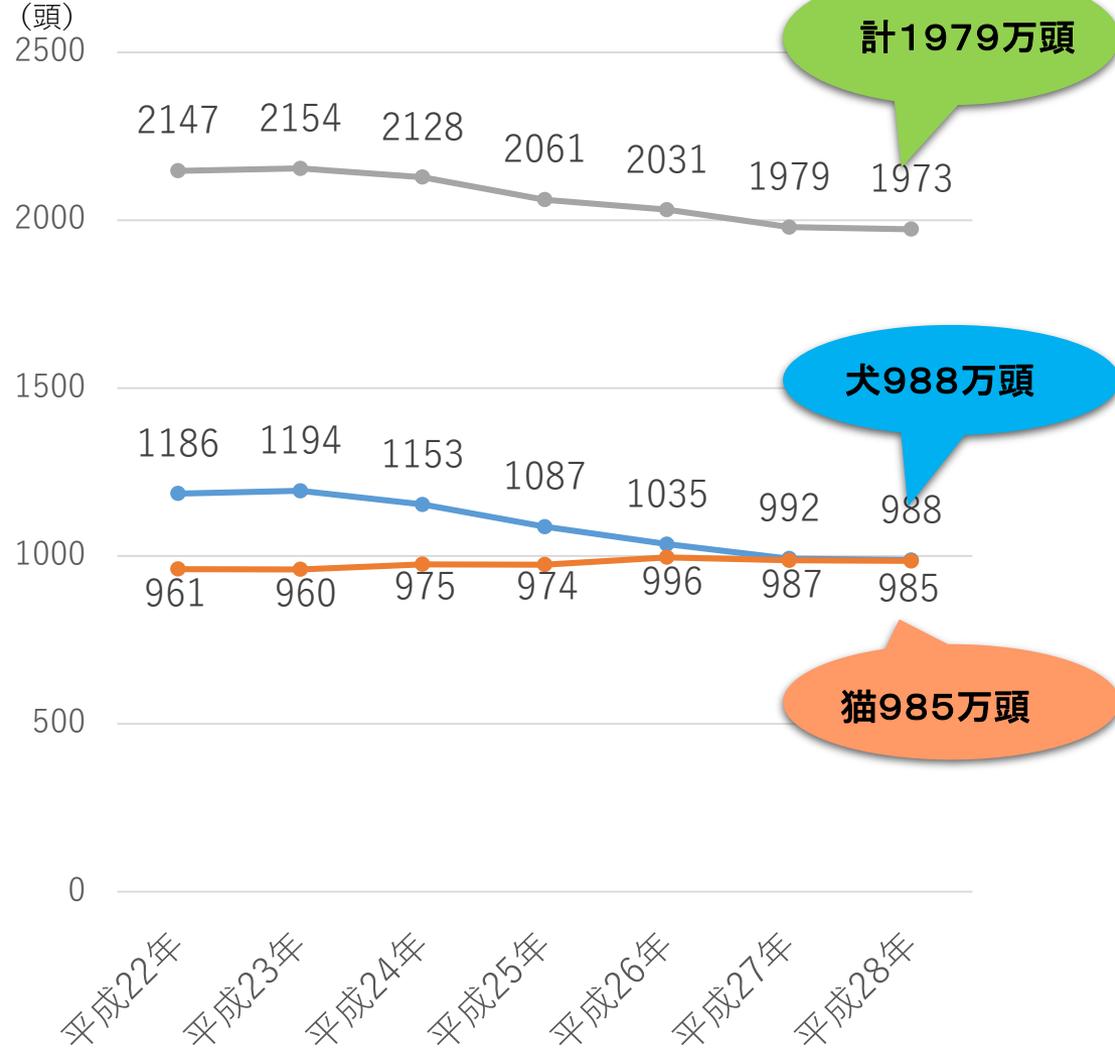
1. 飼い主責任のあり方

世帯におけるペットの飼養率 (平成28年)



※猫には外猫を含まず。

犬猫の飼養頭数の推移 (推計)



出典：ペットフード協会・2016年全国犬猫飼育実態調査

犬の登録頭数と予防注射頭数等の年次別推移（平成9～27年度）₃

厚生労働省HP抜粋 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/02.html>

	登録頭数	予防注射頭数	抑留頭数（A）	返還頭数（B）	差引頭数（A-B）
平成9年度	5,137,331	4,450,606	202,578	15,638	186,940
10	5,424,157	4,479,486	191,693	17,932	173,761
11	5,645,424	4,578,277	166,647	15,089	151,558
12	5,779,462	4,606,527	151,574	15,336	136,238
13	5,939,595	4,646,046	126,570	15,004	111,566
14	6,084,731	4,681,524	109,864	14,912	94,952
15	6,262,510	4,741,488	103,691	14,803	88,888
16	6,394,226	4,801,709	95,858	14,995	80,863
17	6,479,977	4,796,585	88,846	14,542	74,304
18	6,635,807	4,910,047	86,621	14,948	71,673
19	6,739,716	5,097,615	73,303	14,621	58,682
20	6,804,649	5,091,515	64,575	15,266	49,309
21	6,880,844	5,112,401	57,276	14,627	42,649
22※	6,778,184	4,961,401	51,630	14,498	37,132
23	6,852,235	4,985,930	48,848	15,023	33,825
24	6,785,959	4,914,347	44,246	14,618	29,628
25	6,747,201	4,899,484	38,961	13,852	25,109
26	6,626,514	4,744,364	35,599	12,760	22,839
27	6,526,897	4,688,240	31,578	12,242	19,336

※ 東日本大震災の影響により、岩手県陸前高田市及び大槌町の1～3月分、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

家庭動物の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号、最終改正平成25年）

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

第3 共通基準

- 1 健康及び安全の保持
- 2 生活環境の保全
- 3 適正な飼養数
- 4 繁殖制限
- 5 動物の輸送
- 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
- 7 逸走防止等
- 8 危害防止
- 9 緊急時対策

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

第7 その他

第8 準用

動物愛護管理法における所有者等の責務規定（法第7条）の概要

動物の所有者または占有者は・・・努めなければならない

- ①責任を自覚し、動物の種類・習性に応じた適正飼養を通じて
 - ・動物の健康及び安全の保持
 - ・動物による人の生命、身体等に対する危害防止
 - ・生活環境保全上の支障の防止
 - ・動物の飼養等による人への迷惑の防止
- ②感染症の予防
- ③逸走防止
- ④終生飼養（飼養目的の達成に支障を及ぼさない範囲で）
- ⑤繁殖制限
- ⑥所有明示の措置
- ⑦環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、飼養保管基準を定めることができる

→家庭動物、展示動物、実験動物、産業動物の4基準を策定

動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果 (法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))(速報値)

○周辺の生活環境が損なわれている事態等について(法第25条、規則第12条関係等)

動物の飼養により周辺の生活環境が損なわれている事態について、複数の住民から寄せられた苦情件数。(対象は、犬・猫を2頭以上飼養しているもの)。

2162件

【苦情の原因】

①騒音の発生	510件
②悪臭の発生	804件
③敷地外への動物の毛又は羽毛の飛散	136件
④多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生	78件
⑤その他	1009件

【苦情のあった飼養施設での犬猫の飼育頭数(合計)】

①9頭以下	1226件
②10～49頭	529件
③50頭以上	111件

【苦情の原因者】

①ペットショップ	57件
②ブリーダー	117件
③動物愛護団体のシェルター	5件
④一般の飼い主等	1991件
⑤その他	53件

【上記回答④の一般の飼い主等が多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至った要因として考えられるもの】

①飼い主等の病気によるもの(病気により適正な飼養ができなくなった、等)	90件
②飼い主等の高齢化によるもの(高齢化により適正な飼養ができなくなった、等)	70件
③飼い主等の経済的な理由によるもの(不妊去勢するお金がなかった、等)	162件
④飼い主等の知識の欠如によるもの(不妊去勢の必要性・正しいしつけを知らなかった等)	1008件
⑤その他	104件

2. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

動物取扱業の種別の登録／届出件数（平成29年4月1日現在）

	総事業 所数	販売（譲渡し）			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あっ せん 業	譲り 受け 飼養 業	計 （の べ 数）
		うち犬猫販売業		うち繁 殖を行 う者							
第1種動物 取扱業	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	26	118	55,896
第2種動物 取扱業	839	607	－	－	137	53	34	256	－	－	1,087

第1種動物取扱業：ペットショップ、ペットサロンなどの営利性のある業、法第10条第1項に基づく都道府県知事等への登録が必要

第2種動物取扱業：動物保護施設などで営利性がない業で施設を有し、一定頭数以上*の動物を取扱う者。法第24条の2に基づく都道府県知事等への届出が必要。

*大型動物（牛、馬、ダチョウ等の哺乳類、鳥類、爬虫類）3頭、中型動物（犬猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類）10頭、それ以外50頭

動物取扱業に対する行政による勧告、命令、立入検査件数等（平成28年度）

	法第23条 第1項・ 第2項に 基づく勧 告数	法第23条 第3項に 基づく措 置命令数	法第24条 第1項に 基づく立 入検査件 数	法第24条 第1項に 基づく立 入件数(施 設数)	法第19条 に基づく 業務停止 命令数	法第19条 に基づく 登録取消 命令数	告発 （無登録 営業／無 届出業）	告発 （その他）
第1種動物 取扱業	18	0	28,611	24,079	1	1	0	0
第2種動物 取扱業	0	5	475	332	－	－	0	0

動物取扱業（第1種、第2種）に対する規制

第1種動物取扱業(営利)

(対象：実験動物、産業動物以外のほ乳類、鳥類、爬虫類)

42942件
(H29.4.1現在)

- ◆ 都道府県知事等への登録の義務（販売、保管、貸出し、訓練、展示等の営利事業）
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第8条＋「第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の細目」）**
- ◆ 感染症等予防の努力義務
- ◆ 動物を取り扱えなくなった場合の譲渡し等の努力義務
- ◆ 動物取扱責任者の設置と毎年の研修受講義務

勧告
命令
報告
検査

第1種動物取扱業のうち「販売業」

20871件

- ◆ 現物確認、対面販売、情報提供の義務

販売業のうち「犬猫等販売業」

16004件(うち繁殖を行う者 12448件)

- ◆ 犬猫等健康安全計画
- ◆ 獣医師との連携の確保を図ること
- ◆ 終生飼養の確保を図ること
- ◆ 幼齢の犬猫の販売等の制限(本則56日超)・・・親等から引き離して販売して良い日
経過措置 施行後3年間 45日超、3年経過時～別の法律で定める間 49日超
- ◆ 犬猫等の個体に関する帳簿の作成・備え付け・保存
- ◆ 犬猫等販売業者定期報告届出書の提出(毎年5月30日)

第2種動物取扱業(非営利)

839件

- ◆ 都道府県知事等への届出の義務（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等の非営利事業）
届出の対象：大型動物（馬等）3頭、中型動物（犬猫等）10頭、それ以外50頭
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第10条の9＋「第2種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の細目」）**

勧告
報告
検査

第1種動物取扱業に対する規制（遵守基準）

法第21条第1項 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

動物愛護管理法施行規則第8条

1. 離乳期を終えてから販売
2. 輸送等に十分な耐性ができてから販売等
3. 2日間目視観察の上で販売等
4. 展示時間は8～20時（猫カフェ22時）
5. 販売する動物の特性等の情報を文書で説明
6. 5.の情報を受け取った旨の顧客の署名等
7. 獣医師によるワクチン接種等の証明書添付
8. 貸し出す動物の特性等の情報を文書で説明
9. 競りにおいて5.の説明がなされていることの確認
10. 販売等の顧客情報を登録した台帳の作成と保管
11. 取引の相手が法令に違反していないことの確認
12. その他細目で定めるもの

第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（告示）

- ◆ 飼養施設の管理
- ◆ **設備の構造及び規模**
- ◆ 設備の管理
- ◆ 動物の管理
 - 動物の飼養又は保管
 - **動物の繁殖**
 - 動物の輸送 等
- ◆ 業の実施の広告
- ◆ 動物の情報の表示
- ◆ 動物取扱責任者研修の成果共有
- ◆ 動物の取引状況の台帳整備・保存
- ◆ 競りへの違反業者の参加禁止

数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべき。（H23.12中環審動愛小委員会報告）

第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（告示） 抜粋

<飼養施設の設備の構造、規模等>

- ◆ ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものであること
- ◆ ケージ等は、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものであること（傷病動物や一時保管など特別な事情がある場合を除く。）
- ◆ ケージ等や訓練場は、動物に安全な構造等／衛生状態の維持がしやすい構造等／動物の逸走を防止する構造等であること

<動物の繁殖>

- ◆ 遺伝性疾患の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと（希少な動物の保護増殖を行う場合を除く。）
- ◆ みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。
- ◆ 動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保存すること。

法第22条の5（平成24年法改正で追加）

- ◆ 犬猫等販売業者は、出生後56日（8週）を経過しない犬猫は販売してはいけない。

附則第7条

- ◆ 施行後3年間は、56日とあるのは45日と読み替える。
- ◆ 施行3年目を経過したら、「別に法律に定める日」まで49日と読み替える <49日は、平成28年9月1日から>

◆ 「別に法律で定める日」

- 犬猫販売業者の業務の実態
- マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見のさらなる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着度合い
- 犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況
- 犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等

以上を勘案し、施行後5年以内に検討し、その結果に基づき、速やかに定める。

【キーワード】 社会化

社会化: 子犬がともに暮らす仲間の動物たち（ヒトも含まれる）との適切な社会行動を学習する過程。3～12週間くらいまでの間

社会化期には好奇心が警戒心を上回っており、新しい刺激にも容易に順応することができる。成長してからの恐怖反応を予防するためには、心の扉が開いている社会化期の間に、さまざまな刺激にふれさせておくことが重要である。

3～5週 子犬はヒトや新たな環境に接しても恐怖心や警戒心を表さない。

6～8週 見知らぬ対象に近づいて接触しようとする社会的動機づけの方が警戒心を上回る。感受期のピーク。

9～12週 初めての人間や場所に対して次第に強い不安や恐怖心を示すようになる。

12週～ こうした反応が明瞭となって社会化期は事実上終了。

出典：「専門基礎分野
動物行動学」全国動物
保健看護系大学協
会カリキュラム検討
委員会編 2014
インターズー

⇒子犬は、3～8週間の間に、犬（親兄弟等）だけでなく、人間との社会化も十分に行うことが重要。

ペットとの共生推進協議会

<活動趣旨>ペットとともに暮らす効用についての情報収集／分析／提供を行い、より多くの家庭におけるペットとの共生を促進するとともに、正しく且つ健全なペットを育てる上で必要な情報をわかりやすく発信することを目指す。

<関連団体> (50音順)

- 一般社団法人 家庭動物愛護協会
- 一般社団法人 ジャパンケネルクラブ
- 一般社団法人 全国ペット協会
- 一般社団法人 全国ペットフード・用品卸商協会
- 中央ケネル事業協同組合連合会
- 日本小鳥・小動物協会
- 一般社団法人 日本動物専門学校協会
- 一般社団法人 日本ペット用品工業会
- 一般社団法人 ペットパーク流通協会
- 一般社団法人 ペットフード協会
- 一般社団法人 人とペットの幸せ創造協会

一般財団法人ペット災害対策推進協会

<活動趣旨>天災・人災など不測の緊急災害時において、地方自治体、地方獣医師会又はそれらにより構成される現地動物救護本部等が行う被災したペットや飼育者に対する救護活動の支援を行うとともに、平常時において、緊急災害時における円滑な救護活動が行えるよう救護に関する体制の構築及び基盤の整備の確保について助言指導を行うことを目的とする。

<関連団体>

- 公益社団法人 日本獣医師会
- 公益財団法人 日本動物愛護協会
- 公益社団法人 日本愛玩動物協会
- 一般社団法人 全国ペットフード・用品卸商協会
- 一般社団法人 日本ペット用品工業会
- 一般社団法人 ペット協会
- 一般社団法人 ペットフード協会
- 一般社団法人 日本ペットサロン協会

犬猫適正飼養推進協議会

<活動趣旨>ブリーダー、オークション、ペットショップで飼養、繁殖、販売される犬や猫の福祉向上のため、飼育環境、管理方法、飼養方法、繁殖方法の課題を解決し、また、一般の飼い主には正しい犬や猫のブリードの選択、飼育方法、飼い主の社会的責任を啓発し、犬や猫の生涯を通しての福祉向上を目指す。

<関連団体>

- 一般社団法人ペットフード協会
- 一般社団法人日本ペット用品工業会
- 一般社団法人ペットパーク流通協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- 一般社団法人ジャパンケネルクラブ
- 公益社団法人日本獣医師会
- 一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会
- 中央ケネル事業協同組合

A I P O (動物ID普及推進会議)

<活動趣旨>マイクロチップによる犬、猫などの動物個体識別の普及推進を図る。

<関連団体>

- 公益社団法人 日本獣医師会
- 全国動物愛護推進協議会

- 公益財団法人 日本動物愛護協会
- 公益社団法人 日本愛玩動物協会
- 公益社団法人 日本動物福祉協会

3. 行政機関が果たすべき役割、民間との連携のあり方

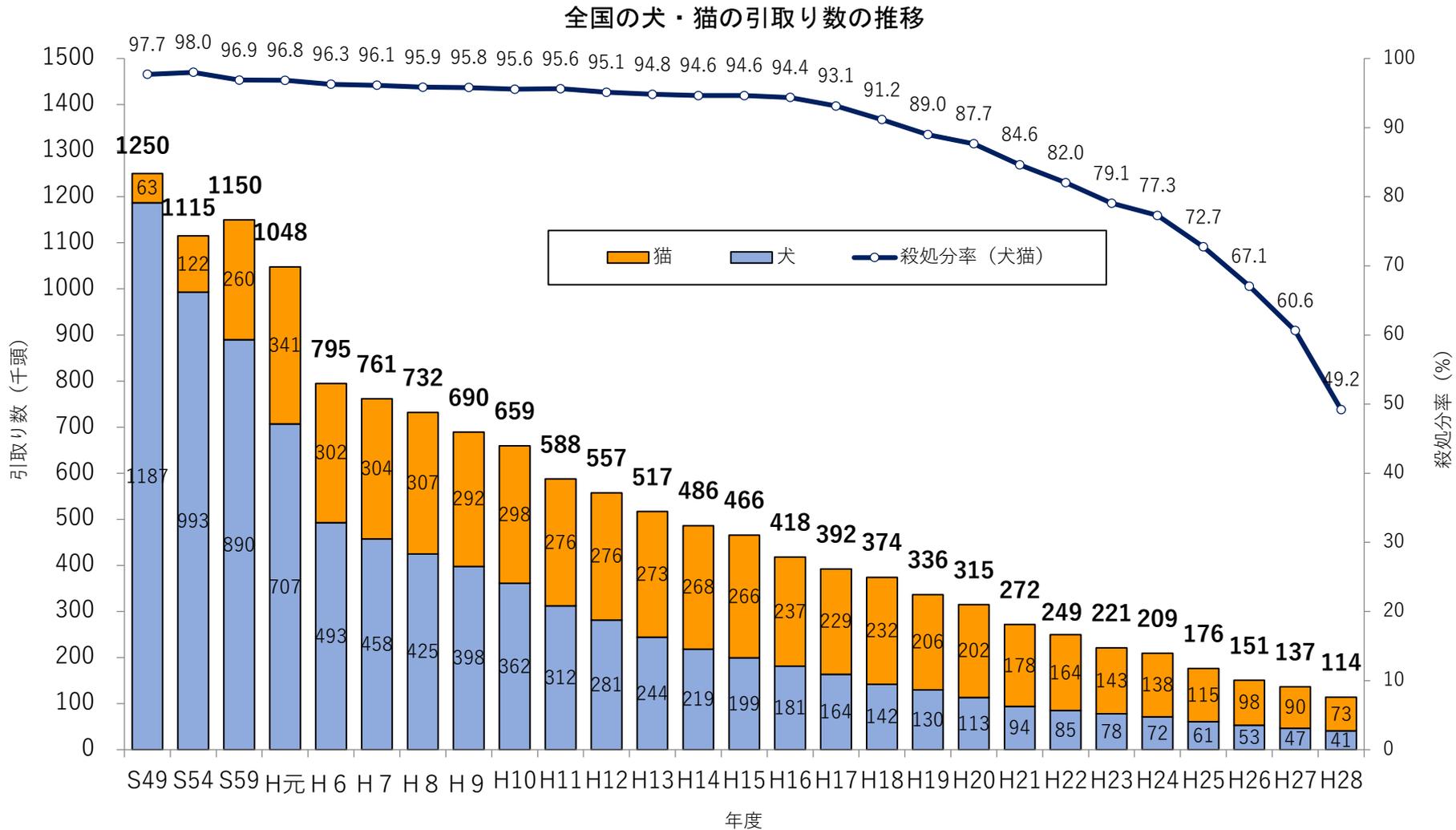
犬・猫の引取り状況（都道府県・政令市・中核市の合計）

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値）」より

犬・猫の引取り状況（都道府県・政令市・中核市の合計）

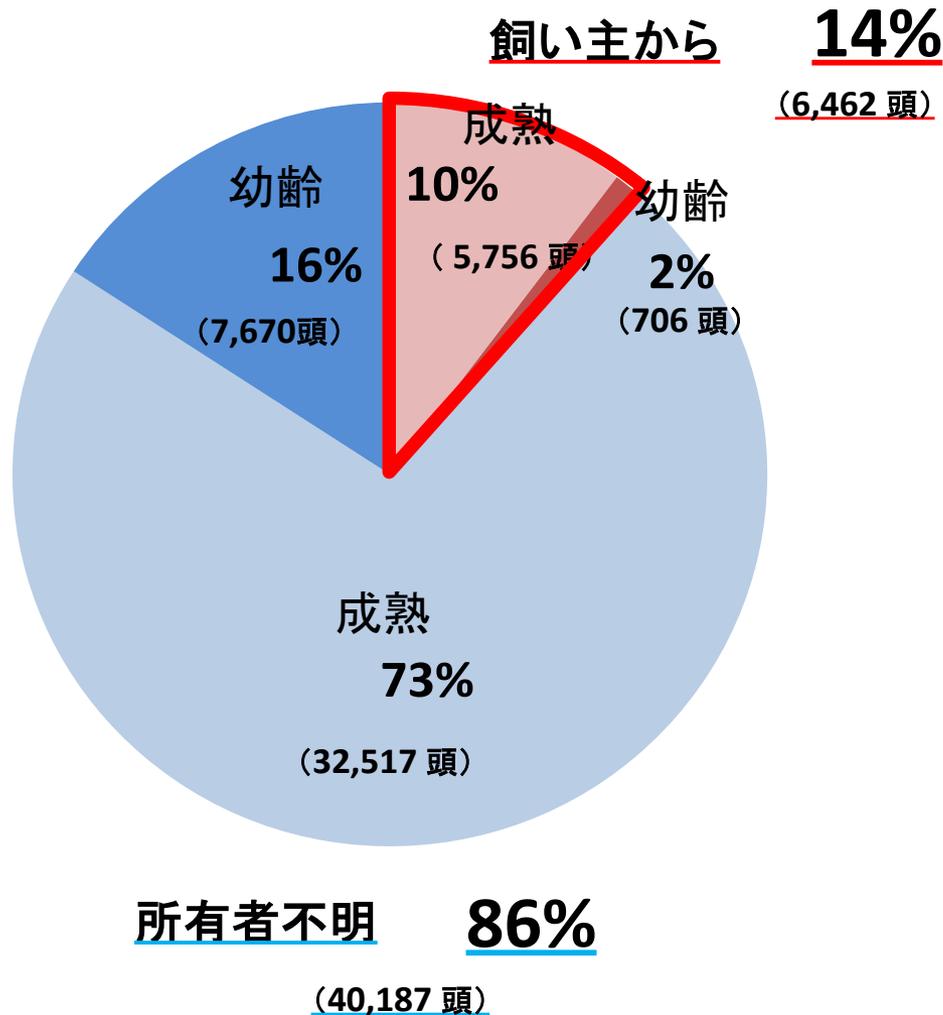
	犬			猫			合計		
	引取り数	処分数		引取り数	処分数		引取り数	処分数	
		返還・譲渡数	殺処分数		返還・譲渡数	殺処分数		返還・譲渡数	殺処分数
平成16年度	181,167	25,297	155,870	237,246	4,026	238,929	418,413	29,323	394,799
平成17年度	163,578	24,979	138,599	228,654	3,936	226,702	392,232	28,915	365,301
平成18年度	142,110	28,942	112,690	232,050	4,427	228,373	374,160	33,369	341,063
平成19年度	129,937	29,942	98,556	206,412	6,179	200,760	336,349	36,121	299,316
平成20年度	113,488	32,774	82,464	201,619	8,311	193,748	315,107	41,085	276,212
平成21年度	93,807	32,944	64,061	177,785	10,621	165,771	271,592	43,565	229,832
平成22年度	85,166	33,464	51,964	164,308	11,876	152,729	249,474	45,340	204,693
平成23年度	77,805	34,282	43,606	143,195	12,680	131,136	221,000	46,962	174,742
平成24年度	71,643	33,269	38,447	137,745	14,858	123,400	209,388	48,127	161,847
平成25年度	60,811	32,092	28,570	115,484	16,320	99,671	176,295	48,412	128,241
平成26年度	53,173	31,625	21,593	97,922	18,592	79,745	151,095	50,217	101,338
平成27年度	46,649	29,637	15,811	90,075	23,037	67,091	136,724	52,674	82,902
平成28年度	41,175	30,500	10,424	72,624	26,886	45,574	113,799	57,386	55,998

○犬・猫の引取り数は年々減少している。平成28年度では約11.4万頭（犬4.1万頭、猫7.3万頭）である。

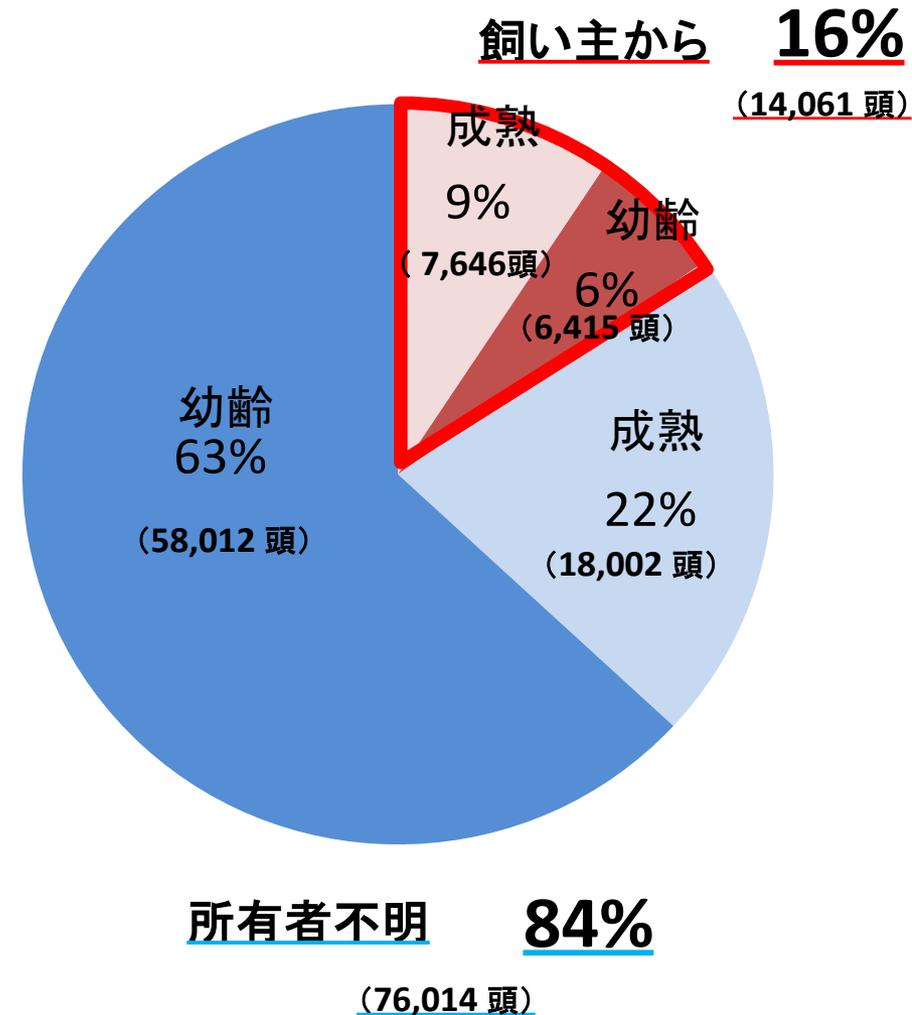


・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

犬の引取り数内訳



猫の引取り数内訳



1. 所有者からの犬猫の引取り(第35条第1項)

都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

施行規則第21条の2 法第35条第1項 ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- ① 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- ② 引取りを繰り返し求められた場合
- ③ 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- ④ 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- ⑤ 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- ⑥ あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

2. 所有者の判明しない犬猫の引取り(第35条第3項)

第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。



<附帯決議8>(平成24年8月参議院環境委員会)

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

3. 引き取りを行った犬猫の譲渡の努力(第35条第4項)

引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、(中略)所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努める。

自治体による犬・猫の引取り

(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績)) (速報値)

【所有者又は占有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否することがある自治体】

①犬	35自治体
②猫	67自治体

【引取りを拒否した犬猫の内訳】

①犬	成犬 476件 ※一部幼犬含む 幼犬 1件
②猫	成猫 1725件 ※一部幼猫含む 幼猫 1478件

【引取り拒否の理由】

①「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」(平成27年6月17日、事務連絡)があるから	704件
②附帯決議で駆除目的に捕獲された猫の引取りは原則認めないとなっているから	1347件
③殺処分ゼロ目標等の達成のため	30件
④条例に規定があるから	31件
⑤その他	693件

【引取り拒否の具体的要件】

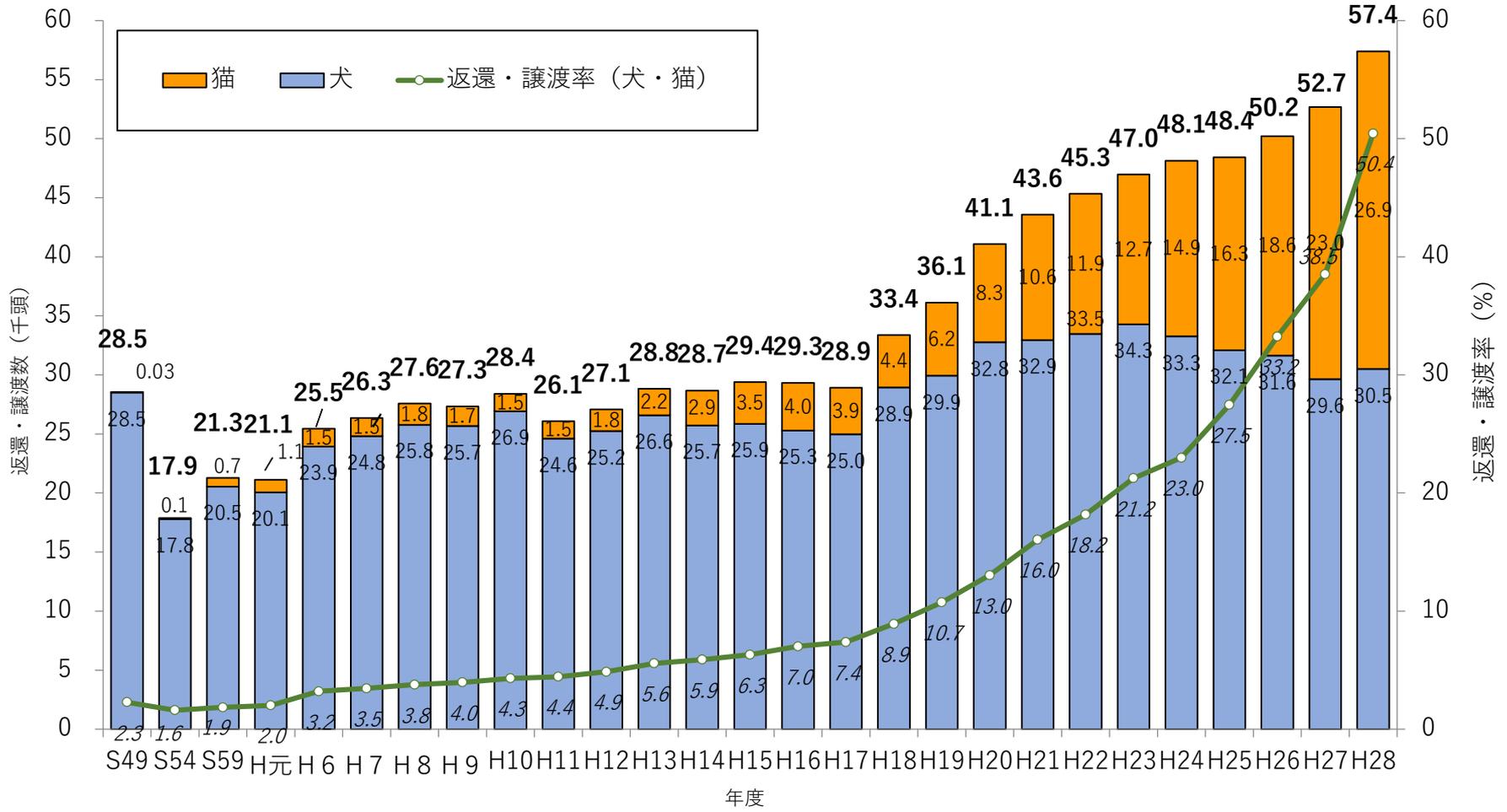
- ・ 殺処分を目的として捕獲したもの
- ・ 捕獲檻で持ち込まれた場合
- ・ 自活出来る猫であること
- ・ 原則として、生後間もない離乳前の子犬、子猫に限る
- ・ 親猫と一緒にいる幼齢の猫(猫の健康状態に問題がない場合)
- ・ 飼い猫である可能性があること
- ・ 耳のサクラカットなど不妊化され、管理者が存在している事が明らかな場合。
- ・ 所有者の判明しない成猫
- ・ 捕獲された猫すべて
- ・ やむを得ない理由があると認めるときに引き取る(やむを得ない理由が無ければ引き取らない)

【拒否したこと、拒否しなかったことにより生じた課題】(拒否)

- ・ 動物遺棄につながる可能性がある。
 - ・ 生活環境が悪化する(野良猫の増加等)可能性がある。
 - ・ 申立者等住民から苦情を受ける 等
- ※根本的な問題の解決にならない
- (拒否していない)
- ・ 自治体職員の業務過多(苦情対応増加、殺処分数増加等)、収容数が超過する可能性がある。
 - ・ 飼い主等が動物をみだりに繁殖し適正に飼養しない可能性がある。 等
- ※根本的な問題の解決にならない

○犬・猫の返還・譲渡率は年々増加している。平成28年度では約57.4%。

全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移



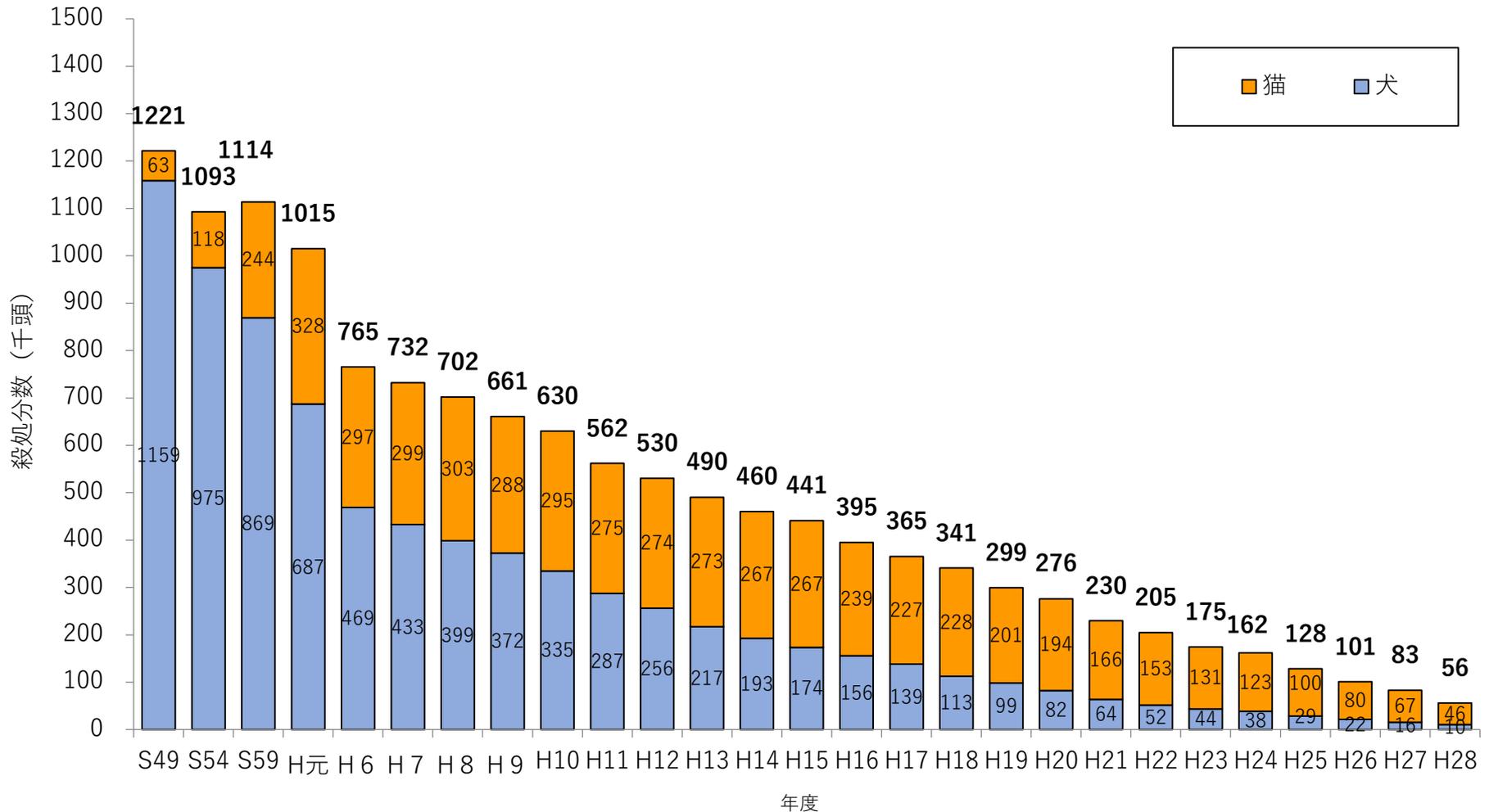
・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

犬・猫の殺処分数の推移

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値）」より¹/₉

○犬・猫の殺処分数は年々減少している。平成28年度では約5.6万頭（犬約1.0万頭、猫約4.6万頭）。

全国の犬・猫の殺処分数の推移



・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

動物愛護管理法改正(H24.9)

都道府県等に、引き取った動物について、殺処分がなくなることを目指して、返還・譲渡の努力義務を追加（法第35条第4項）

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプランの発表（H25.9～）

<目的> 命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする

<殺処分をなくすためのポイント> 飼い主責任等に関する普及啓発を徹底し、飼い主等の意識向上を図る／飼い主等からの引取り数を減らす／引き取った犬猫の飼い主への返還や希望者への譲渡数を増やす

「殺処分ゼロ」に注目集まる

国民の関心が高まり、一定の状況改善をみる一方で、様々な課題や弊害の発生についての指摘あり。

統計上、一律だった「殺処分」を以下のとおり分類。

	殺処分数			
	分類①	分類②	分類③	計
犬の処分数	4,174	5,223	917	10,424
幼齢個体(内数)	(279)	(1,474)	(190)	(1,943)
猫の処分数	12,161	25,856	7,557	45,574
幼齢個体(内数)	(5,485)	(18,957)	(5,212)	(29,654)

分類① 譲渡することが適切ではない
(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

分類② 分類①以外の処分

分類③ 引き取り後の死亡

動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値）

<自治体における「殺処分ゼロ」への取組状況>

「殺処分ゼロ」を施策の目標にしている自治体
46自治体

「殺処分ゼロ」の課題

- ・ 「殺処分ゼロ」を目標とするべきではない。
- ・ 「殺処分ゼロ」の対象範囲を定義付けするべき。
- ・ 適正飼養の普及啓発、引取りを含めた収容頭数の減少、収容動物の生育及び譲渡の適正化の各々の施策をいかに進めていくかが課題。
- ・ 自治体－飼育者間での「殺処分ゼロ」の共有が不十分
- ・ 所有者不明の生まれただけの子猫対策が重要 等

動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果
(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績)) (速報値)

現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題
～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～

全体の引取り数

	11.4万頭
犬	4.1万頭
猫	7.3万頭



所有者(飼い主)

所有者からの引取り

1.6万頭
犬 0.5万頭
猫 1.0万頭

飼い主に返還
1.3万頭
犬 1.3万頭
猫 273頭



地方自治体
動物愛護センター等

殺処分

5.6万頭
犬 1.0万頭
(うち仔犬が、0.2万頭)
猫 4.5万頭
(うち仔猫が、3.0万頭)

飼育頭数 計1973万頭※
犬 988万頭
猫 985万頭

新たな飼い主に譲渡
4.4万頭
犬 1.8万頭
猫 2.7万頭

拾得者等からの引取り等

9.8万頭 (うち仔犬子猫が5.2万頭)
犬 3.7万頭 (うち仔犬が 0.7万頭)
猫 6.1万頭 (うち子猫が 4.6万頭)

迷子、逸走、捨て犬・猫、
野良犬・猫や野外での繁殖個体



※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
平成28年全国犬猫飼育実態調査より
他の数値は、事務提要2017年版より

犬・猫の引取り等（法第35条関係）

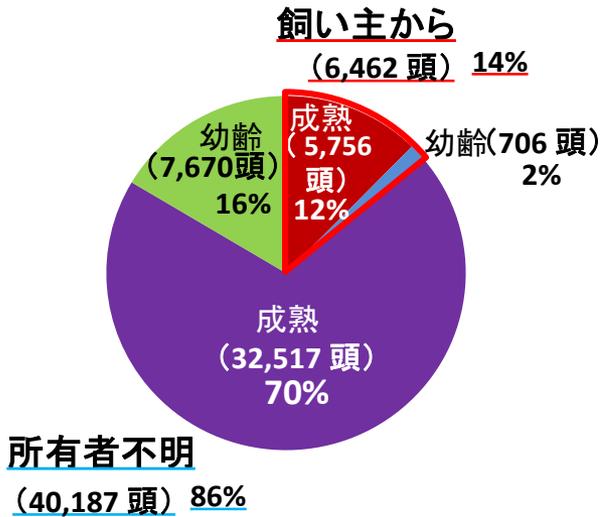
	引取り数					処分数					
	飼い主から		所有者不明		合計	返還数	返還数のうち幼齢個体	譲渡数	譲渡数のうち幼齢個体	殺処分数	殺処分数のうち幼齢個体
	成熟個体	幼齢の個体	成熟個体	幼齢の個体							
犬	4,228	435	30,003	6,509	41,175	12,854	48	17,646	4,450	10,424	1,943
猫	6756	4305	15736	45827	72624	273	52	26,613	16,790	45,574	29654
合計	10,984	4,740	45,739	52,336	113,799	13,127	100	44,259	21,240	55,998	31,597

(注)
 幼齢の個体は主に離乳していない個体を示す。
 引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。
 引取り数の所有者不明には、一部、県・市条例に基づく収容を含む。
 殺処分数には、幼齢個体などの保管中の病気等による自然死も含まれる。
 成熟個体と幼齢の個体を区別していない自治体にあつては、成熟個体に計上している。

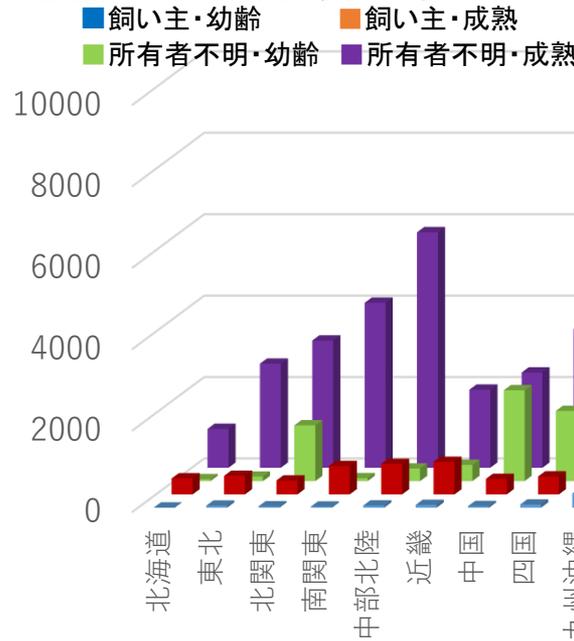
負傷動物（犬・猫）の引取り等（法第36条関係）

	収容数	処分数					
		返還数	返還数のうち幼齢個体	譲渡数	譲渡数のうち幼齢個体	殺処分数	殺処分数のうち幼齢個体
犬（負傷）	981	289	1	222	30	451	43
猫（負傷）	11,475	423	14	2,938	1,319	7,828	2,429

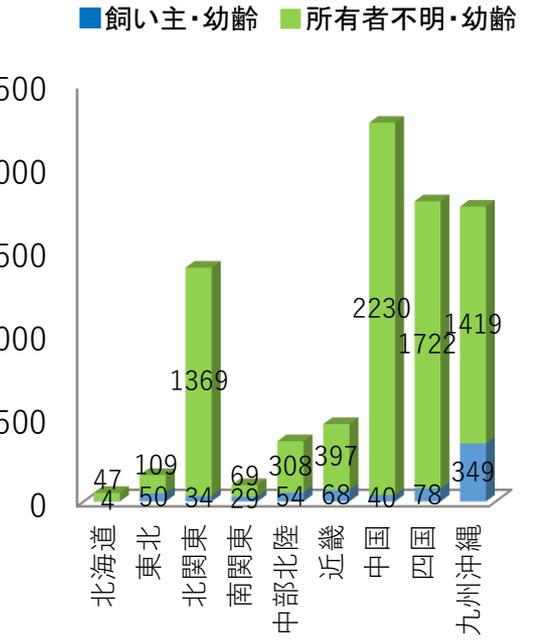
犬の引取り数の内訳



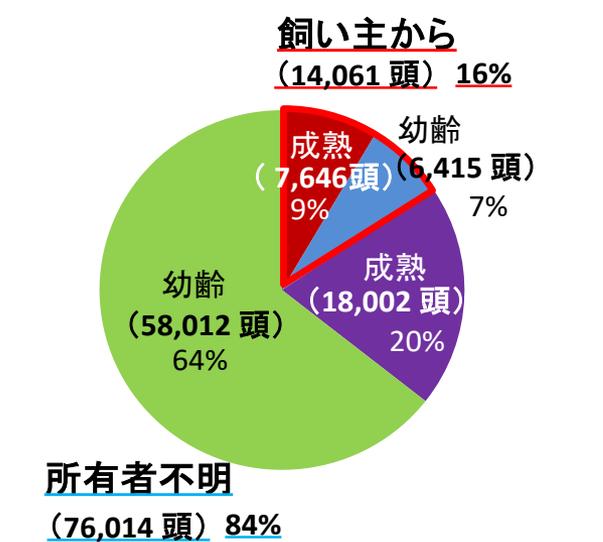
地域別・犬の引取り数の内訳



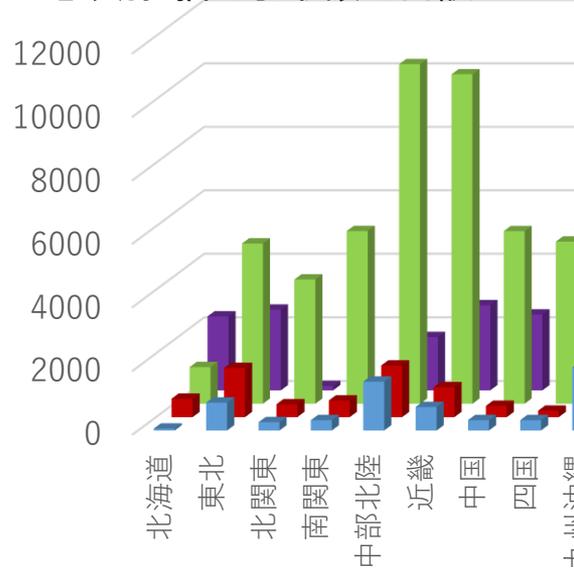
地域別・幼齢犬の引取り数の内訳



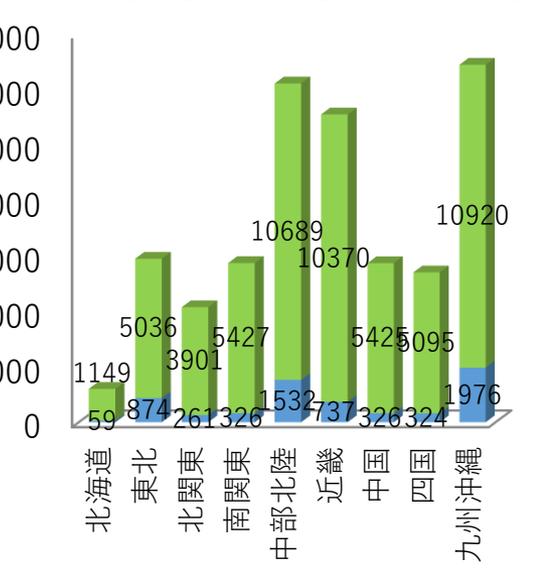
猫の引取り数の内訳



地域別・猫の引取り数の内訳



地域別・幼齢猫の引取り数の内訳



※平成27年度の数値

4. 社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方

日本と西洋の動物観の違い（イメージ）

法律に見る違い	日本	西洋
動物の呼称	命あるもの	Sentient Beings（感受性あるもの）
動物の捉え方（基盤的な動物観）	共に生きる命（命はつながり、循環する）／（犬畜生／家族）	神が人間の資源として与えた（管理・支配すべき）物／（家族）
動物への配慮のあり方	生きていることを優先し、殺すことを避ける思想	感受性があるので、苦痛を与えないことを優先するが、生殺与奪は人間次第。
法律での配慮の反映	生かし続けることを飼い主や事業者に求める（24年改正・終生飼養の義務等）	苦痛を与えない飼い方と殺し方を求める（終生飼養の記述はない）
飼い主が飼いきれなくなったら	終生飼養の努力／譲渡／行政で引取り（譲渡・殺処分）／放生（遺棄）等	飼い主責任の下、動物病院で安楽殺／民間シェルターで引取り（譲渡）等
法律での対象動物	犬猫等の家庭動物、展示動物 ＜終生飼養が可能なもの＞	産業動物、実験動物、家庭動物、展示動物等 ＜終生飼養を前提としない＞
動物に対する文化	日本	西洋
動物の品種改良の歴史	動物（特にほ乳類）に対する品種改良は行わず、品種は地域隔離により発生。家畜を不妊去勢する文化なし。（品種改良した動物は金魚、鯉など僅か。）	動物を道具と捉え、馬、羊、牛、豚、犬、猫等多様な家畜に対して活発な品種改良の歴史。不妊去勢により大型家畜も管理。繁殖段階では多くの淘汰。
変身譚（日本昔話とグリム童話） 「日本人の動物観 変身譚の歴史」中村禎里より	人間→動物 昇華態（媒介者なしに完全に動物に化す）	人間→動物 疎外態（魔法で動物に変身。表面的には動物だが内面は人間）
	動物→人間は、人間→動物より多く、完全に人間化。家畜等は人間にならない。	動物→人間 例はほとんどなし
動物を処分した後の措置	供養する（様々な施設で慰霊碑があり、慰霊祭を実施）。「いただきます。」	供養の習慣なし（殺すときにできる限り、苦痛を与えない。）

※日本と西洋の代表的な動物観の違いを理解するため、二項対立形式で整理を試みたもの。現代では、双方とも多様な価値観・動物観が存在する。

「動物愛護管理基本指針」における動物の愛護管理の基本的考え方の記述

- ✓ 国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別。
- ✓ 個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべき。
- ✓ しかし、**万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いもの**でなければならない。
- ✓ 動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、**我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要**。

社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方の形成が必要

国民的な合意形成

動物愛護管理の基本的考え方の形成や個別の課題の検討にあたって必要な視点(案)

普遍性及び客観性の高いもの

科学

- ✓ 科学は判断の尺度を提供
- ✓ データの評価（価値付け）
- ✓ アニマルウェルフェアは科学が基盤

法律

- ✓ 憲法、刑法等との整合性
- ✓ 保護法益と規制のバランス
- ✓ ナショナルミナムと地方自治

我が国の風土や社会の実情を踏まえたもの

道徳・倫理、生命観・動物観

- ✓ 動物は命あるもの
- ✓ 殺処分への忌避感覚
- ✓ 愛護とアニマルウェルフェアの違い

生活・経済

- ✓ 安全な国民生活の確保
- ✓ 限られた行政資源
- ✓ 事業者の生業の維持等

日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査（1988他）

第1回動物の愛護管理のあり方検討会（H16.2）資料4より

質 問 注：主な質問項目のみを抜粋して掲載		はいと答えた人の割合（％）	
		イギリス	日本
死 生 観 等	人間の死後の世界があると信じますか	43	55
	人間以外の動物に死後の世界があると思いますか	18	47
	人間以外の動物に魂があると思いますか	19	77
	人間以外の動物に意識（自己認識）があると信じますか	74	100
安 楽 死	動物の安楽死を肯定しますか	86	52
	飼主の希望で健康な動物でも安楽死させますか	74	32
	助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼主の承諾なしでも安楽死させますか	88	3
	飼主が望めば助かる見込みがあっても重症の動物を安楽死させますか	91	40

ブルース・フォーグル（獣医師）等により行われた日本とイギリスにおける一般的な死と安楽死に対する獣医師の態度に関する調査（1988他）では、人間以外の動物に魂があると思う人は、日本では77％であるのに対して、イギリスでは19％になっている。また、飼い主の希望で健康な動物でも安楽死させる人は、日本では32％であるのに対してイギリスでは74％になっているなど、日本とイギリスの獣医の間には、顕著な差が見られることが明らかにされている。

（ブルース・フォーグル、動物の保護及び管理に関するシンポジウム記録集－人と動物の明日をみつめて、同シンポジウム実行委員会、1989）

イギリスの家畜への配慮からスタート

1964年 ルース・ハリソン「アニマル・マシーン」集約型畜産業への批判

1965年 英政府ブランベル・レポート「ブランベル5つの自由」

①立ち上がること、②横たわること、③回ること、④身繕いすること、⑤四肢を伸ばすこと

1966年 農業用動物福祉助言委員会

1968年 農業法改正（家畜への苦痛を与える行為を禁止）

1979年 農用動物福祉審議会（Farm Animal Welfare Council）

①飢えと渇き及び栄養不良からの自由、②適切な快適さと避難場所、③傷害と病気の予防及び迅速な診断と治療、④正常行動様式のほとんどを表現できる自由、⑤恐怖からの自由

1992年 現在の「5つの自由」が確立

イギリスから世界へ

1998年 EU指令（アニマルウェルフェアはEUの基本価値の一つ）

2005年～OIE輸送・と畜ガイドライン他

2011年 日本（畜産技術協会が家畜の飼養管理指針策定）等

飢え・渇きからの自由

Freedom from Hunger and Thirst

動物にとって食餌はとても大切です。動物の種類や年齢や健康状態にあった適切なフードを与えましょう。水は新鮮なものがいつでも飲めるようにしましょう。



痛み・負傷・病気からの自由

Freedom from Pain, Injury or Disease

ケガや病気の場合には適切な治療を受けさせましょう。日頃から病気の予防を心掛け、健康状態をチェックしましょう。



不快からの自由

Freedom from Discomfort

清潔で安全で快適な飼養場所を用意して、動物が快適に過ごせるようにしましょう。



5つの自由

The Five Freedoms for Animal

本来の行動がとれる自由

Freedom from behave normally

飼い主は、それぞれの動物が本能や習性に合った動物本来の行動がとれるように工夫しましょう。



恐怖・抑圧からの自由

Freedom from Fear and Distress

飼い主は動物が恐怖や抑圧を受けないように、また、精神的な苦痛や不安の兆候を示さないように、的確な対応をとりましょう。

アニマルウェルフェアは、家畜から始まり、実験動物、家庭動物へと広がった。（参考）家畜のアニマルウェルフェア

国際獣疫事務局（OIE）のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

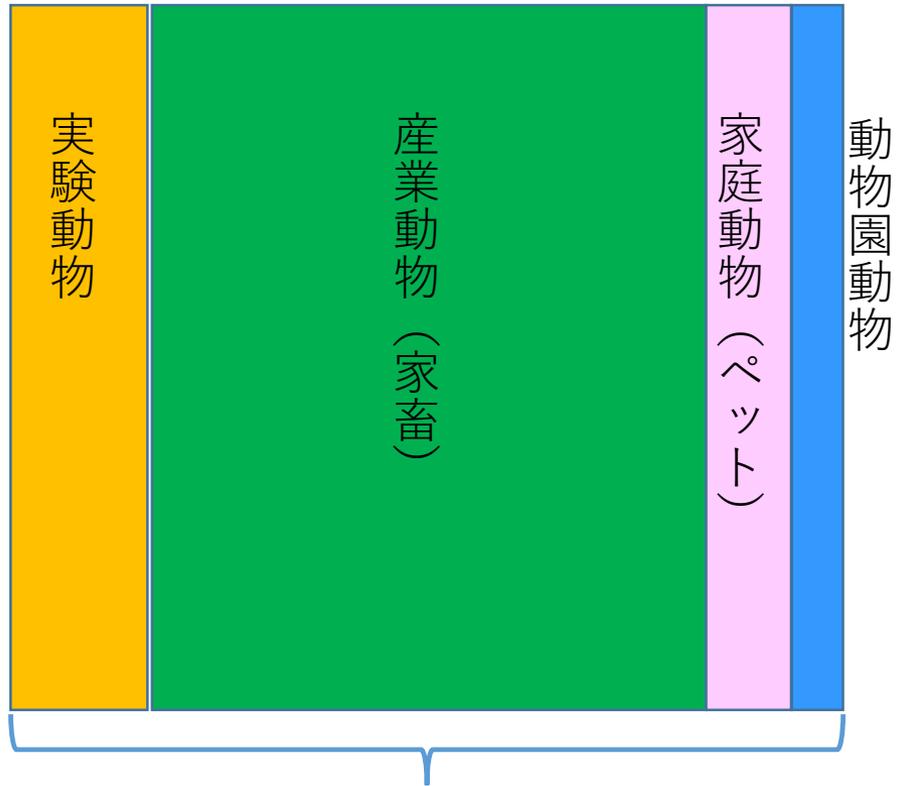
✓「動物がその生活している環境にうまく対応している状態」と定義。

✓「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

アニマルウェルフェアの導入は、安全な畜産物の生産と生産性の向上という観点から進められ、消費者保護の観点から規制が導入されている例もある。

海外のアニマルウェルフェアは、産業動物が中心であり、実験動物やペットはオプション。
日本の動物愛護はペットが中心。日本の動物愛護に相当する外国語（概念）は存在しない。

西洋諸国

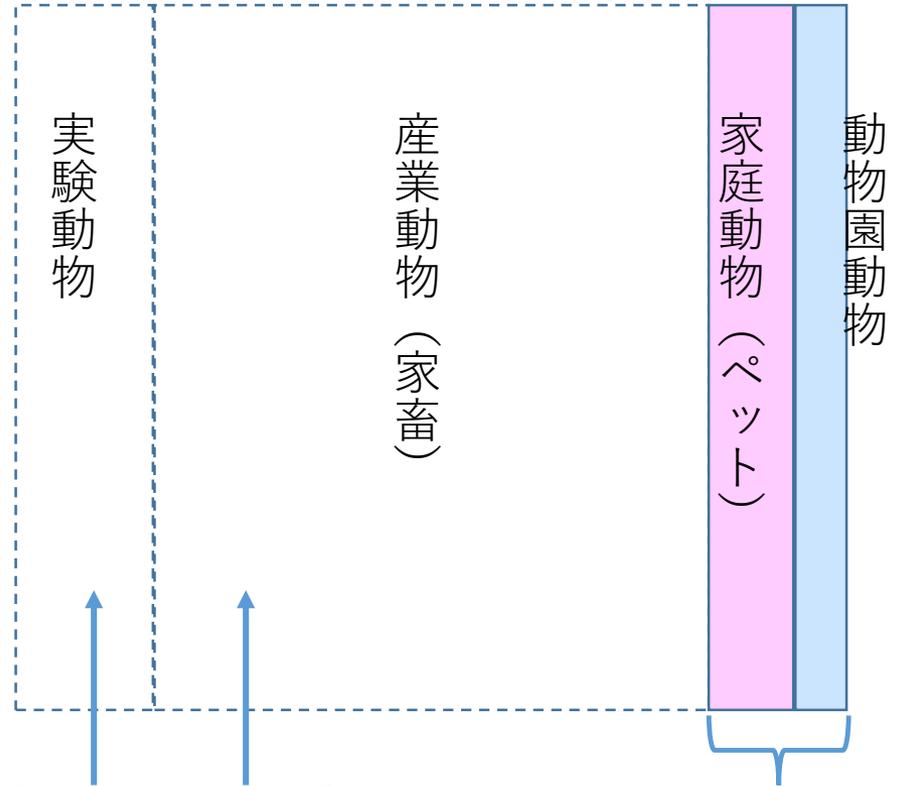


アニマルウェルフェア

〔動物は、sentinet beings（感受性あるもの）〕
生きている間の苦痛を取り除くことが優先
苦痛を与え続けるならば安楽殺を選択

動物福祉の規制は、消費者保護の観点から

日本



〔命を奪うことが前提の動物→愛護の対象外〕

動物愛護

〔動物は命あるもの〕
生きていることが重要
終生飼養の対象

動物愛護の規制は、公序良俗の観点から

5. 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

動物愛護管理基本指針（平成18年環境省告示第140号） 抜粋

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り組まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

現在の動物愛護管理行政（負の状態解消の取組み）

- ◆ 不必要な殺処分ゼロに向けた取組
- ◆ 動物取扱業の適正化（8週齢、マイクロチップ、飼養管理基準検討）
- ◆ 虐待・遺棄防止等 等

法律中心
の取組

今後、検討が必要なこと

「人と動物が共生する社会の実現」に向けた取組

- ① 目指すべき社会の「将来ビジョン」の明確化
- ② 人と動物の関わり方の哲学（動物観）再整理、動物の愛護と管理の基本的考え方構築、多様な考え方があることへの理解の醸成。
- ③ 人（飼い主、住民等）に注目した施策の展開
 - ・ One Welfare（社会福祉施策との連携した飼い主対策(人間福祉の向上)）
 - ・ 大規模災害への備え
 - ・ 消費者保護 + 飼い主の意識改革 等
- ④ ペット関連産業や民間シェルター等の健全かつ持続的な発展
- ⑤ これらの前提としての正確な情報の把握と共有（科学的知見の収集・公開等） 等

法律を超
えた社会
的な取組

（法目的）

動物の「愛護」と「管理」

- 動物を愛護する気風の招来
- 動物による被害の防止

（H24改正で目的に追加）

人と動物が共生する社会の実現

具体化が必要

（H25プロジェクト立上げ）

人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト

（マイナス要因の排除）

実際の取組み（施策）

- 殺処分ゼロの促進
引取り数削減、譲渡促進
- 飼い主責任（適正飼養）
- 動物取扱業の規制強化
- 遺棄・虐待防止

課題解決へ寄与

飼い主、国民の意識の变革
動物取扱業の变革
動物愛護団体の活動の発展

現状の取組み
だけでは、実現
は困難（ロード
マップ不明）。

方向性を提案

＜社会的要因・動向（正確な情報）＞

人口減少・超高齢化社会、所得格差拡大、人と自然の関係の希薄化、コミュニティの脆弱化、欧米と日本での動物観の違い、動物への価値観の多様化 等

目指すべき社会の将来ビジョンの明確化

（イメージ例）

- ◆ ペット連れでどこへでも出かけられる環境整備
- ◆ ペットと高齢者の健康な暮らし（健康寿命の延伸）
- ◆ 動物の介在による子供たちの情操の健全育成
- ◆ 動物保護団体の持続的で健全な活動の展開
- ◆ ペット産業の健全発展と市場の成熟・拡大
- ◆ あらゆる分野での動物福祉のレベル向上 他

ビジョンを踏まえたバックキャスト

- 国民が共有する具体的な将来目標がない（先行きが見えない）ことが、コンフリクト解消を困難に。
- 悪者捜しの段階から、行政、事業者、動物愛護団体、飼い主等が協働する社会づくりの提案へ。
- 将来目標（ビジョン）を踏まえて、バックキャスト手法により、各主体がなすべき取組みを明確化。